

令和 6 年度の健康保険料について

令和 6 年度 3 月から適用の健康保険料(全国健康保険協会(協会けんぽ)の場合)は、下表の通りとなりました。内容を確認しておきましょう。

令和 6 年度、5 年度健康保険料率(各都道府県別)							
	令和 5 年度	↑:引上げ	令和 6 年度		令和 5 年度	↑:引上げ	令和 6 年度
		↓:引下げ				↓:引下げ	
北海道	10.29%	↓	10.21%	三重県	9.81%	↑	9.94%
青森県	9.79%	↓	9.49%	滋賀県	9.73%	↑	9.89%
岩手県	9.77%	↓	9.63%	京都府	10.09%	↑	10.13%
宮城県	10.05%	↓	10.01%	大阪府	10.29%	↑	10.34%
秋田県	9.86%	↓	9.85%	兵庫県	10.17%	↑	10.18%
山形県	9.98%	↓	9.84%	奈良県	10.14%	↑	10.22%
福島県	9.53%	↑	9.59%	和歌山県	9.94%	↑	10.00%
茨城県	9.73%	↓	9.66%	鳥取県	9.82%	↓	9.68%
栃木県	9.96%	↓	9.79%	島根県	10.26%	↓	9.92%
群馬県	9.76%	↑	9.81%	岡山県	10.07%	↓	10.02%
埼玉県	9.82%	↓	9.78%	広島県	9.92%	↑	9.95%
千葉県	9.87%	↓	9.77%	山口県	9.96%	↑	10.20%
東京都	10.00%	↓	9.98%	徳島県	10.25%	↓	10.19%
神奈川県	10.02%	→	10.02%	香川県	10.23%	↑	10.33%
新潟県	9.33%	↑	9.35%	愛媛県	10.01%	↑	10.03%
富山県	9.57%	↑	9.62%	高知県	10.10%	↓	9.89%
石川県	9.66%	↑	9.94%	福岡県	10.36%	↓	10.35%
福井県	9.91%	↑	10.07%	佐賀県	10.51%	↓	10.42%
山梨県	9.67%	↑	9.94%	長崎県	10.21%	↓	10.17%
長野県	9.49%	↑	9.55%	熊本県	10.32%	↓	10.30%
岐阜県	9.80%	↑	9.91%	大分県	10.20%	↑	10.25%
静岡県	9.75%	↑	9.85%	宮崎県	9.76%	↑	9.85%
愛知県	10.01%	↑	10.02%	鹿児島県	10.26%	↓	10.13%
				沖縄県	9.89%	↓	9.52%

※40 歳から 64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(1.60%)が加わります。

また、保険料の控除のタイミングは、下記の通りになります。

◆保険料控除が【翌月引き】の会社の場合

→4月に支給する給与から新しい保険料を控除します。

(例1)20日締め・当月25日払いの会社の場合

3/25の給与・・・変更前の保険料を控除します。

4/25の給与・・・変更後の保険料を控除します。

(例2)末日締め・翌月20日払いの会社の場合

3/20の給与・・・変更前の保険料を控除します。

4/20の給与・・・変更後の保険料を控除します。

◆保険料控除が【当月引き】の会社の場合

→3月に支給する給与から新しい保険料を控除します。

(例1)20日締め・当月25日払いの会社の場合

2/25の給与・・・変更前の保険料を控除します。

3/25の給与・・・変更後の保険料を控除します。

(例2)末日締め・翌月20日払いの会社の場合

2/20の給与・・・変更前の保険料を控除します。

3/20の給与・・・変更後の保険料を控除します。

社会保険料の請求のタイミングが翌月請求のため、(3月分の保険料は4月に請求がきます。)多くの会社では社会保険料は翌月引きが多いです。自社の保険料の変更のタイミングを確認しておきましょう。